

青森県報

第二千三百八十八号

平成十六年
十月六日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
右 同……………	(同) …… 二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 二
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) …… 三
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者 居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届 出……………	(障害福祉課) …… 三
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者 居宅生活支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者 居宅支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 四
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者 居宅支援事業の廃止の届出……………	(同) …… 四
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援 事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 四
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援 事業の廃止の届出……………	(同) …… 五
臨時の職業訓練の施行……………	(労政・能力開発課) …… 五

公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (整備漁場) …… 五

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活政策課) …… 六

告 示

青森県告示第六百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	高橋齒科医院 和田クリニック	所 在 地	十和田市稲生町八の五 青森市橋本二丁目一四の六	廃止年月日	平成一六・七・三 一六・七・三
-----	-------------------	-------	----------------------------	-------	--------------------

青森県告示第六百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
	青森県知事 三 村 申 吾	

和田クリニック内科・胃腸科 村田内科 山田整形外科クリニック 三浦クリニック 根城歯科クリニック 平山歯科医院 エルム歯科小児歯科 ながおか歯科 高橋歯科医院 いろは薬局 中央薬品株式会社中央調剤薬局 日赤病院前支店 調剤薬局ツルハドラッグむつ店 あおぞら薬局	青森市橋本二丁目一四の六 八戸市新井田西二丁目七の八 八戸市大字白銀町字浜産七の二九 中津軽郡相馬村大字湯口字一ノ細川五一の五 八戸市根城三丁目三三の二六 五所川原市旭町三一 五所川原市字下り枝八 長内ビル二階 八戸市根城五丁目一三の二七 十和田市稲生町八の五 八戸市新井田西二丁目七の一四 八戸市大字田面木字堤下九の三 むつ市小川町一丁目九の三一 八戸市大字白銀町字浜産七の六〇	平成一六・八一 一六・九一 " " 一六・九八 一五・二・四 一六・一・一 一六・七・一 一六・七・九 一六・七・三 一六・九・一 " " 一六・九・三
--	--	---

青森県告示第六百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人仙知会 有限会社おおぞら	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四 青森市大字浦町字奥野三五七の八	訪問看護ステーションのぞみ 訪問看護ステーションのぞみ	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四 青森市大字浦町字奥野三五七の八	平成一六・五一 一六・九六
---------------------	--	--------------------------------	--	------------------

青森県告示第六百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
成田医院	青森市古川一丁目二の三	平成一六・九一

青森県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	施設所の名称	施設所の所在地	指 定 年 月 日
阿波根国博	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九四の一	つる田呉本接骨院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九四の一	平成一六・八二

青森県告示第六百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百

四十二号) 第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	橋本診療所 医療法人脳ドックセンター おつとも脳神経クリニック	所 在 地	上北郡横浜町字横浜八七 八戸市柏崎四丁目一四の四八	指 定 年 月 日	平成一六・一・一 一六・九・七
-----	---------------------------------------	-------	------------------------------	-----------	--------------------

青森県告示第六百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	おつとも脳神経クリニック かしわざき循環器クリニック こおり耳鼻科クリニック	所 在 地	八戸市柏崎四丁目一四の四八 八戸市柏崎四丁目一六の二九 上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇八〇	指 定 年 月 日	平成一六・九・一四 一六・一〇・一 一六・九・一五
-----	--	-------	---	-----------	---------------------------------

青森県告示第六百十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規

定により公示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	主たる事務所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	年月日
業協同組合	十和田市農協	指定居宅支援事業者	社会福祉法人和幸園	青森市大字矢田字下野尻四八の三	身体障害者居宅支援	デイサービスセンター和幸	青森市大字矢田字下野尻四八の三	平成一六・四・一
の二八	十和田市西十三番町四	身体障害者居宅支援	居宅介護等事業	居宅介護等事業	身体障害者居宅生活支援事業所	ヘルパーステーション和幸	十和田市西十三番町四	一六・四・一
ずな	市ホームステーション	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	居宅介護等事業	居宅介護等事業	身体障害者居宅生活支援事業所	ヘルパーステーション和幸	十和田市東一丁目六の五	一六・四・一
五	十和田市東一丁目六の五	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	居宅介護等事業	居宅介護等事業	身体障害者居宅生活支援事業所	ヘルパーステーション和幸	十和田市東一丁目六の五	一六・四・一

青森県告示第六百一十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅支援事業者	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	年月日
の主たる事務所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	名称	所在地	年月日

社会福祉法人青森市福祉協議会	青森市本町四丁目の一の三	青森市身体障害者サービスセンター	青森市中央三丁目一六の一	一六・五・三
社会福祉法人青森市福祉協議会	青森市本町四丁目の一の三	青森市身体障害者サービスセンター	青森市中央三丁目一六の一	一六・五・三
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の一	間ホームヘルプステーション	上北郡天間林村大字天間館字森上九八	"
財団法人黒石市福祉公社	黒石市大字乙大工町三の一	財団法人黒石市福祉公社	黒石市大字乙大工町三の一	一六・三・三
社会福祉法人やすらぎ会	八戸市大字松館一字田ノ平一九の一	八戸市デザインセンター	八戸市類家四丁目三の一	一六・四・一

青森県告示第六百十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	指定居宅支援事業者	知的障害者居宅支援事業	知的障害者居宅支援事業	年月日更
社会福祉法人徳誠福祉会	青森市富田五丁目一九の一	地域生活援助事業	グループホーム第二ほほえみの園	青森市大字四戸橋字磯部五の四	青森市大字後潟字大原一四四の三	平成一六・四・一

変更後	変更前	変更後	変更前
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	独立行政法人八戸病院	八戸市吹上三丁目一三
JA十和田市ホームヘルプステーション	十和田市東一十番町六の五	独立行政法人八戸病院	八戸市吹上三丁目一三
"	"	"	"

青森県告示第六百十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所	知的障害者居宅支援事業	知的障害者居宅支援事業	年月日更
財団法人黒石市福祉公社	黒石市大字乙大工町三の一	居宅介護等事業	財団法人黒石市福祉公社	平成一六・三・三

青森県告示第六百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公

示す。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	独立行政法人国立病院機構八戸病院	八戸市吹上三丁目一三	指定居宅支援事業者 主たる事務所在地
児童居宅支援の種	居宅介護等事業	短期入所事業	児童居宅支援の種	児童居宅生活支援事業を行う事業所
児童居宅生活支援事業を行う事業所	J A 十和田市ホームヘルプセンター	独立行政法人国立病院機構八戸病院	国立療養所八戸病院	名称
児童居宅生活支援事業	十和田市西十三番町四の二八	八戸市吹上三丁目一三	八戸市吹上三丁目一三	所在地
年月日	平成十六年十月六日	年月日	年月日	年月日

青森県告示第六百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅支援事業者
主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種
名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所
所在地	児童居宅生活支援事業
年月日	年月日

財団法人黒石市福祉公社	黒石市大字乙大工町三の一	居宅介護等事業	財団法人黒石市福祉公社	黒石市大字乙大工町三の一	平成十六年十月六日
-------------	--------------	---------	-------------	--------------	-----------

青森県告示第六百十六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練の受講指示を受けた者	一般事務科	三月	一〇人

青森県告示第六百十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年十二月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十六年九月二十九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の五六から二五の一四に至る地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地
点を結ぶ平成二年二月二十八日付け青森県指令第七四五号でしゅん功認可された
埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより
決定）により囲まれた区域

の地点 青森市大字六枚橋字磯打地内に設置された後潟漁港原点から一四五度

一七三メートルの地点

の地点 の地点から七二度八〇・〇七メートルの地点

の地点 の地点から一六二度一四・一四メートルの地点

の地点 の地点から二五二度八〇・〇七メートルの地点

3 面積

一、一三三・二二平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成十六年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十六年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ

三 代表者の氏名

高橋 等

四 主たる事務所の所在地

八戸市東白山台三丁目二の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、三沢市及び周辺市町村の知的障害者、身体障害者や高齢者に対し、
地域生活をするために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与する
ことによつて、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭